

健生食輸発0628第3号
令和6年6月28日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産トリュフのアルドリン及びディルドリン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正：令和6年6月26日付け健生食輸発0626第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

オーストラリア産トリュフについては、特定業者(BELOW & ABOVE)に対し輸入の都度のアルドリン及びディルドリンに係る自主検査を実施しているところであるが、今般、同業者について登記上の別名称(HELLA PTY LTD)が確認されたことから、モニタリング通知の別表第3中、製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄に同名称を追加することとしたので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。